

平成28年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	受動喫煙防止対策助成金等（行政経費を含む）			担当部局	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始年度	平成23年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	労働衛生課		武田 康久		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働安全衛生法第71条第1項 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号			関係する計画、 通知等	第12次労働災害防止計画 がん対策推進基本計画(平成24年6月8日)				
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という目標の達成に向けて、事業場における受動喫煙防止対策のための喫煙室の設置等の取組に助成し、対策の円滑な促進を図ることを目的とする。また、周知啓発用の資料作成や意識調査を通じて、受動喫煙防止対策の必要性等について周知啓発することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	中小企業事業主が受動喫煙防止対策として行う喫煙室の設置等を実施するために必要な経費について、助成率1/2、上限200万円を助成する。また、事業者から提出される助成金計画認定等の審査や実地調査等の関連業務を行う。 また、助成金や支援事業の周知啓発用パンフレットの作成・配布や職場における受動喫煙防止対策に関する意識調査(インターネット調査)を実施する。								
実施方法	直接実施、補助								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
	予算 の状況	当初予算	785	754	787	899	949		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	785	754	787	899	949		
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	/	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	【平成25年度まで】 「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を70%以上とする。	【平成25年度まで】 「全面禁煙」又は「空間分煙」による受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合	成果実績	%	65	-	-	-	-
			目標値	%	70	-	-	-	-
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	/	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	交付決定を受けた事業場のうち、喫煙室等を実際に設置し、交付を受けた事業場の割合を90%以上にする	交付決定を受けた事業場のうち、喫煙室等を実際に設置し、助成金の交付を受けた事業場の割合	成果実績	%	-	98	96	-	-
			目標値	%	-	90	90	-	90
			達成度	%	-	109	108	-	-

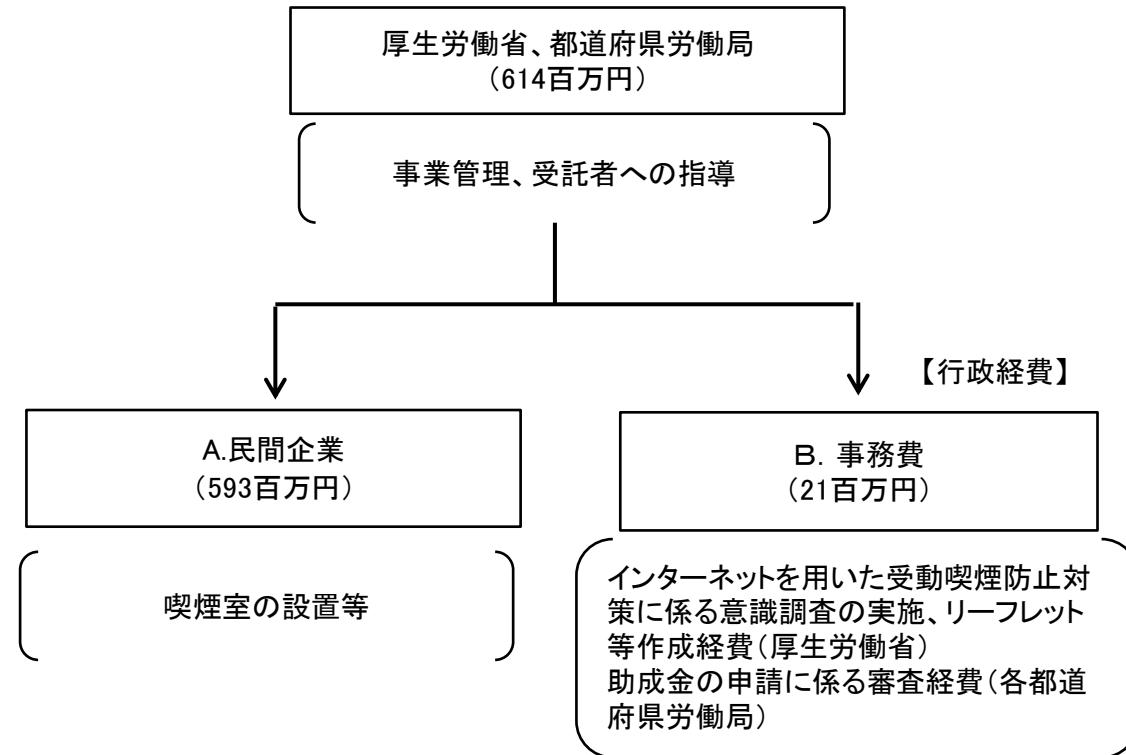
事業所管部局による点検・改善						
	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	受動喫煙による健康への影響が明らかとなっている中、平成25年労働者健康状況調査によると、全面禁煙又は空間分煙による措置がなされている事業場は平成25年の時点で66%であり、42.3%の事業場が「職場の受動喫煙防止対策の取り組みに当たり問題がある」と回答していることから、事業場における受動喫煙防止対策を促進することは広く国民・社会のニーズがあるものである。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法において、国が必要な援助に努めることとされているため、国が実施すべき事業である。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	職場で受動喫煙を受けている労働者の割合は平成25年の時点で48%であり、第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。 一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。 競争性のない随意契約となったものはないか。	- 無 無	—			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	本事業は労働者の健康を保護する観点から、事業者に対して支援を行うものであり、事業者から徴収した労災保険料から経費を支出しており、受益者との負担関係は妥当である。			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	都道府県労働局において、厚生労働省の通達等に基づいた厳格な審査を実施し、申請額を精査している。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	—			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業者への支援のための助成金のほか、助成金交付に係る審査業務のための経費、受動喫煙防止対策の周知を図るためのパンフレット作成費等、事業の目的の達成に必要な用途のみに限定されている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務とされ、受動喫煙防止対策に対する世間の関心が高まりつつあるが、まだ全ての事業場が改正法の内容について認知しているわけではないことが、活用に至らなかった最も大きな原因と推定される。また一部において申請内容に不適切な事案が見受けられたことを受け、審査をより厳格に行なうことになったことから、年度内の事業完了が困難として申請を取り下げたり、事業の実施を途中で取りやめ、次年度に回した事案が、例年より多く発生した。			
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	都道府県労働局における審査の留意事項を示した通達を、隨時改訂し、適正な審査が行われるよう努めている。			
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果目標を達成している。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低成本で実施できているか。	○	本事業は、労働者の受動喫煙対策が遅れがちな中小企業事業主に限定して助成を行うものであり、助成金の助成対象も要件を満たす喫煙室等という有効な措置のみに限定している。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	活動指標は未達成であるものの事業は着実に実施された。			
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	本事業で設置した喫煙室等の活用状況は、設置後5年以内に都道府県労働局において確認を行っている。			
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業は受動喫煙防止対策のための設備の設置に対する助成や周知・啓発のためのパンフレットの作成を行うものであり、受動喫煙防止対策に係る技術的な内容に対する相談対応や説明会を行う「職場における受動喫煙対策事業」や事業場の環境把握のための機器を貸出しを行う「受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務」とは適切に役割分担を行っている。			
	所管府省・部局名	事業番号				
	厚生労働省労働基準局安全衛生部	381				
	厚生労働省労働基準局安全衛生部	385				
	—	—				
	—	—				
	—	—				
点検・改善結果	点検結果	成果目標は達成しており、引き続き国民・社会のニーズがあることから、本事業を継続して実施することとする。なお、今後、法改正等を契機として事業場において受動喫煙防止対策への対応の必要性の意識が高まることが予想されるため、これまで以上に中小企業を中心とした事業の周知に努め、職場における受動喫煙防止対策の推進を図る必要がある。				
	改善の方向性	成果目標等の達成に向けて、引き続き、職場における受動喫煙防止対策事業における集団指導等を通じて、職場における受動喫煙防止対策の実施の必要性、支援事業の内容、改正法の趣旨等についてより一層の周知啓発を行うとともに、事業の実績を踏まえ、事業内容等について実効性・効率化の観点から見直しを行っていく必要があると考えられる。				
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
改一の内事業 改善部の内容	活動実績の一部が当初見込みを下回ったことを踏まえ、未達成の要因を分析の上、改善の方向性に記載した事項を着実に実行することにより、事業内容の改善を図るとともに、執行率を勘案して積算を見直す等予算額縮減についても検討すること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
執行等改善	これまでの助成金の運用実績等を踏まえ、「受動喫煙防止対策助成金の今後のあり方に関する検討会」を行っているところであり、それにおける検討結果を踏まえ、助成金の適正化に向けた指標を明確化するとともに、受動喫煙防止対策が進みにくい業種や小規模事業場について補助金利用がしやすくなるような仕組みを検討することとしている。 なお、改正法等の効果による年間申請見込件数が増加するため、要求額は増額している。					

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	—	平成23年度	90	平成24年度	932	
平成25年度	378	平成26年度	384	平成27年度	391	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行つ
ているかについて補足する)
(単位：百万
円)

費目・使途
(「資金の流れ」に
おいてブロックご
とに最大の金額
が支出されている
者について記載
する。費目と使途
の双方で実情が
分かるように記
載)

A.A社

費目	使途	金額 (百万円)
受動喫煙防止 対策助成金	喫煙室の設置等に係る費用	2
計		2

B.事務費

費目	使途	金額 (百万円)
職員旅費	職員の出張に係る旅費	1.8
庁費	役務・物品との購入	19
計		20.8

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式	入 札 者 数 (応募者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 随 意 契 約 と な つた 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	A社	-	喫煙室の設置等	2	-	-	-	-
2	B社	-	喫煙室の設置等	2	-	-	-	-
3	C社	-	喫煙室の設置等	2	-	-	-	-
4	D社	-	喫煙室の設置等	2	-	-	-	-
5	E社	-	喫煙室の設置等	2	-	-	-	-
6	F社	-	喫煙室の設置等	2	-	-	-	-
7	G社	-	喫煙室の設置等	2	-	-	-	-
8	H社	-	喫煙室の設置等	2	-	-	-	-
9	I社	-	喫煙室の設置等	2	-	-	-	-
10	J社	-	喫煙室の設置等	2	-	-	-	-

B

B	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式	入 札 者 数 (応募者 数)	落 札 率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となつた 理由及び改善策 (支出額10億円以上)	
1	職員旅費	-	職員の出張に係る旅費	1.8	-	-	-	-	-
2	庁費	-	役務・物品等の購入	19	-	-	-	-	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト